

越田会長記者会見要旨

日 時：平成 17 年 11 月 15 日（火）午後 3 時 30 分～午後 4 時 15 分
場 所：フロンティア 21 記者会見場
出席者：越田会長、渡辺副会長、増井専務

冒頭、渡辺副会長から自主規制会議の審議事項の概要について、増井専務から証券戦略会議の審議事項の概要について説明が行われた後、大要次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

東証で 11 月 1 日に起きたシステム障害の件から伺いたい。3 時間にわたり取引が全面停止するという事態になり、この問題が資本市場に与えた影響についての見解を教えてください。

（越田会長）

具体的に資本市場に与えた影響となると、一日中市場がなかったということを見るとゾッとするが、売り買い両方とも 3 時間は閉鎖されたが、その日のうちに取引が可能だった。ただ、クローズしている間に、他の市場に大きな影響を与えたということは、想定はしていても、現実になったということでは、今後、参考にしなければならないことだ。

外国人の日本株に対する買い付け金額は、4 ヶ月連続 1 兆円ということになっており、売買シェアは自己売買を除くと 47% のシェアになっている。こういった中で今回のようなことが起きると、日本のマーケットに対する信頼、特に流動性に関して非常に不信感が残り、影響が大きいと思う。

投資家の立場から考えれば、当然の事ながら、このようなことが二度と起きないように市場管理を徹底していただきたい、ということだ。

各取引所とも非常に独自性が出てきており、東京証券取引所は大型企業の上場も多いしオークションという特徴がある。ジャスダックはマーケットメイクとベンチャー企業、大阪証券取引所はデリバティブを中心といった具合であり、各々頑張っておられる。しかもテロや地震に対する備えも十分に考慮されていることだろうと思う。ただ、強く感じたことは、もし一日中売買が出来なかった場合の経済的な損失、

ないしは投資家からも損害賠償が起きる可能性があるわけなので、今回は、たまたま午後から取引再開となったが、システム障害が発生した時は、一義的には証券取引所の責任ということだが、いわゆるシステムメーカーとの間で、そういった最悪の事態を踏まえた話し合いができていたのか疑問を感じた。

また、先ほど申しあげたように事業継続計画という点では、取引所毎には考えておられるのであるが、市場横断的なBCP、事業継続計画の早期の構築が必要になってきたのではないかと。証券市場が有機的に連携して市場を止めない取引所、それがための共通のバックアップセンターの構築について、今後検討されることが必要な段階になってきたのではないかと考える。

(記者)

BCPの話であるが、システム障害再発防止のためにそれぞれ関係者が、証券取引所にはどういう取り組みが求められて、証券会社にはどんな取り組みが求められて、日本証券業協会としては何ができるのか伺いたい。

(越田会長)

BCPに関しては、日証協は既にワーキングを設置し検討を始めている。

ワーキングにおいて、証券会社にとって、いろいろな災害その他、事が起きたときにどうあるべきかということも今後検討されるということで、その中には、もちろんバックオフィスが最悪の事態にはどうなるということも想定して検討される必要があるかと思う。

また、取引所の共通のバックアップセンターの話になると協会が中心になるということではなく、協会から提言を発しても中心になるのは取引所であるので、そこで話し合いが進まなければ、ご当局の支援も必要なのではと考えている。

(記者)

次に株式市場について伺いたい。日経平均株価が1万4千円台に乗せ、4年半前の小泉政権発足時の水準を回復したが、株価の回復は何を意味するものなのか、景気回復を意味するものなのか、何が株価上昇の原動

力になっているのかご見解をお聞かせ願いたい。

(越田会長)

相場が 7,600 円から上昇してきた背景には様々な要素があると思う。景気の踊り場脱却、企業業績の好調、好調な企業業績を受けて株主優遇策も次から次へと出てくる、企業会計も時価会計あるいは四半期決算と非常に透明性が高まってきているし、海外と比較して企業価値も割安になってきた。そういうなかで外国人が大量に日本の株を買ってきた。政府は貯蓄から投資、間接金融から直接金融へというポリシーを全面に出していただいている。アメリカで起きたようなビッグシフトが日本ではまだ起こっていないが、銀行の窓販、郵貯の窓販等投資信託を通じて徐々に株式市場にお金が入ってくる兆候が見えてきているということを見ると、10 年単位の大きな相場が始まっているのかな、という感じを持っている。

(記者)

株価が急上昇する間に、11月8日に東証1部の出来高が初めて40億台を記録する株式市場の活況が続いているという状況に、バブルとかミニバブルが発生しているのではないかという懸念の声が出ているが、この現状をどう見ているのか。懸念すべきことはあるのか。

(越田会長)

出来高面だけをみれば、確かに1989年、90年を大幅に上回っており、それを称してバブルという見方もあるかと思うが、当時とは手数料体系そのものが違う。何回売買しても手数料が一定だったり、あるいはオンライン取引が非常に盛況になっており、投資単位も下がって売り買いしやすくなっている。それに加えてコンピュータの発展により、取り消し訂正その他も簡単に出来るようになり、また件数も非常に多くなっている。

中身にバブルといった感覚は全くないし、バブルの兆候も見られない。今がバブルであれば個人投資家がこれから入って来られた時にはどのような名称になるのか。

個人投資家の市場参加は、金融広報中央委員会直近の発表によると、株式は金融資産の中では7.9%と前年比1.2%増加し、投資信託も2.5%で1%増加したという結果が出ているので、証券投資増加の兆候は見え

てきていると解釈している。

(記者)

B C Pに関連して追加で伺いたい。日証協が9月からワーキングを立ち上げて2回ほど開催されたと聞いているが、取り纏めの結論を出すまでに今後スピーディに取り組む考えがあるのか、現時点で日証協として業界市場全体にまたがるプランを考えているのか伺いたい。

(渡辺副会長)

B C Pワーキングは、2回ほど開催しており、まだまだ諸外国の事例の研究レベル段階で実質的、本格的な議論には入っていない状態なので、これから先どうなるのか具体的に申しあげる段階ではない。

私としては状況が状況であるので全速力で走って行きたいと思う。ただ課題が非常に多いものであるので、全速力で走ってもある程度時間がかかってしまう。よって、今は具体的なタイミングを申しあげることにはできないが、何はともあれ、協会としては全速力で走るということをお願いしたい。

(記者)

B C Pに関連して、会長が言われたように協会が中心でなく、検討するのは取引所ではないかということなのだが、現実問題を考えるとお互いにらみ合って東証が主導権を握ろうとすると多分誰もついでこない恐れだとか、横断的なことを考えると当局の支援も必要ということだが、協会が改めて金融庁の方に要請あるいは働きかけをするという考えがあるということなのか。

(越田会長)

取引所間の話し合いが始まっていない段階であるので、そこまで想定はしていない。が、海外の例を参考にすると取引所同士で突っ込んだ話し合いが必要な段階に入っていると考えている。

(記者)

金融審議会では投資サービス法について議論が進んでおり、一部証券業界からは、証取法で定められている適合性の原則が、他の業法には定められなかったりそうでなかったりしている。今の議論のペースでいくと業態ご

との共通のルールがないまま法律ができてしまうのではないかと懸念する方もいるようだ。その点を中心に今の投資サービス法の議論の状況、あるいは改めて、貯蓄から投資へという流れを踏まえた観点から、投資家保護の意義をどのように考えているのか伺いたい。

(越田会長)

このような時代を背景にして、金融商品の横断的な法律が、すなわち投資家保護になるのだという基本的な考え方がある。対象商品にどんな商品が入ってくるかということで様々な意見があるのだと思う。先ほど適合性の原則と言われたが、エンフォースメントにおいても一つの法律で投資家を守るということは必要だと思う。

そういう観点から、どんな商品が入るか入らないか、まだ金融審議会で議論されており、当然ながらそこに入ってきたものに関してはエンフォースメントも統一されないと業者も混乱し、本質的な投資家保護になるのかという疑問が出てくるのではないか。

(記者)

空売り規制の件であるが、会員に意見を聞いて要望を取り纏めたうえでという話であったが、いつまでに協会としての意見を取り纏め、どこに提出するということになるのか、流れを教えて欲しい。

(越田会長)

空売り規制を撤廃してほしいという要望は、ずっと会員から出ていた。当局にもその要望は絶えず出していた。海外でも同じような規制があり、なかなか会員の要望が通らない状況であった。今回、第三者に意見を承るという形になり、報告書が出てきたので、これを受けて会員にメンバー・コメントを行い、それを纏めた段階で金融庁に話を持っていくという筋道になろうかと思う。

(記者)

報告書の原案どおりで話しは進む予定か。

(越田会長)

今日報告を聞いた段階であるので、具体的にどうなっているのか、会員からどんな意見が出てくるのか予想しがたいところである。

(記者)

I P O 株の配分ルールについて伺いたい。I P O 株人気も個人の投資家の間で広がり、公正性・透明性をさらに高めるといふ狙いで今回実施される規則改正と理解しているのであるが、ひとつの柱として抽選配分を 10% 以上義務付けるとあるが、10% 以上といふのは微妙な数字であるかなと思う。個人投資家の方はより抽選で公平に当たるようにして欲しいという声があると思うが、この数字はどのように考えればいいのか見解を伺いたい。

(越田会長)

100% 抽選にすればいいのではという意見もあった。過去に、現実に実施された証券会社もあったが、売れ残りで非常に困られたという事例がある。発行会社、証券会社そして投資家の各々の立場を考え、ワーキングで検討されて出てきたのが 10% 以上という答えである。パブリック・コメントは現在実施中であるので、様々な方からどんな意見が出てくるか注目している。

(記者)

ネットを通じて株式投資をする投資家の存在が益々高まっていると思う。ネット取引のビヘイビアとして企業の成長性や財務内容といったものとは無縁の取引手法、すなわち、値が軽ければいい、値が動けばついていくという投資実態だと思うが、彼らの投資実態をどのように評価したらいいのか。

(越田会長)

我々の会員の中にはネット専門の業者もあり、こういった売買手法が良い悪いは申し上げにくいですが、今、成長性を無視しての取引と言われたが、もちろん成長性等も勘案して売り買いされていると思う。流動性を高めるとかプライスメカニズムに貢献していることは確かである。

オンライン取引だから短期の売買であると決め付けるのは間違いであると思う。オンライン取引による投資家のなかには非常に長期の売買をされている向きもある。ただし、日本の場合は海外に比較してオンラインのシェアが高い。海外でも一時非常に高くてその後だんだんシェアが低くなったという経験もあるので、今後どういう形に発展していくのか見通しにくいですが、ある意味では日本人の国民性に合っているのかなと

感じている。

(記者)

それは市場に個人投資家が増えているということで、非常に歓迎すべきことだとトータルでお考えなのか。

(越田会長)

その一面はあると思う。しかし、先ほど申しあげたように、私どもが考えている個人投資家の回帰というのは、まだまだこんな状態で回帰したとは考えていない。もっと大きなビッグシフト、すなわち預貯金から株式へあるいは投資信託へといった実績が出てこないうちには個人投資家が回帰しているとは考えていない。

(記者)

重ねて伺うとネット取引をしている大体半数が信用取引をしていると聞いたことがあるが、ネットでマーケットにアクセスが簡単なゆえにリスクを不相应に取りにいく投資家が増えているのではないかという指摘もある。なかなか金融教育も追いついていない現状の中で、これからの見通しを伺いたい。

(越田会長)

実態を正確に把握しているわけではないが、私が仄聞しているところでは、信用取引が多いというのは何も不相应にリスクを取っているのではなく、損益通算の時に現物よりも信用取引の方が計算しやすいということである。この低金利下においては金利も安いし信用取引の方が損益の結果が即時に分かるというのが信用取引が増えている理由だと聞いている。

以 上